

科目履修の認定・課程修了の認定（卒業）に関する規程

第1章 目的及び授業時間

（目的）

第1条 この規程は、学則に定めるもののほか、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

（授業時間）

第2条 講義科目、演習科目の授業時間は、1単位時間45分とし、1コマ（2単位時間）90分とする。

2 学業日の授業開始は9時10分とし、授業終了は16時20分とする。

3 実習科目については、実習要項に記載の時間とする。

第2章 講義科目の履修

（講義科目の評価方法）

第3条 講義科目の学習評価は、学科試験成績、出席状況・日常の学習状況（平素の学習態度及びグループワーク、カンファレンス・ディスカッション等への参加）・学習報告（課題学習、演習内容報告などのレポート報告）などを総合して行う。

2 学科試験の内容及び日常の学習状況・学習報告の点数配分については、各科目のシラバスに提示する。

（学科試験）

第4条 講義・演習科目は筆記、口頭試問、レポート及び実技などの方法により、学習効果及び教育効果を試すため試験を行う。

2 試験は、授業中あるいは特別に時間を設けて行う。

3 筆記試験の時間は1科目50分とする。

4 試験開始後20分以内の遅刻者については受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。

5 試験時間中の退場は、試験を開始してから30分以後でなければ認めない。

6 一つの科目を複数の講師で担当する場合、代表して一人の講師が学科試験を行う場合と、それぞれの講師が学科試験を行い、その合計点を学科試験成績とする場合がある。

7 正当の理由がなく、又は無届けで試験を受けなかった者は、当該科目の評価の対象としない。従って、その科目の追試験・再試験を認めない。

（試験における遵守事項）

第5条 受験者は、試験中、次の事項を守らねばならない。

(1) 監督者の指示に従うこと。

(2) 不正行為をしないこと。

(3) 受験者相互の私語又は無用の独り言をしないこと。

(4) 物品（筆記用具、消しゴム、等）の貸借をしないこと。

(5) 下敷きを使用しないこと。

2 上記の事項に違反したときは退場させることがある。

（不正行為）

第6条 試験中に不正行為を行った者は、当該科目の受験資格を失う。また、学則第39条の規定により訓告、停学などの処分を行う。

（追試験）

第7条 止むを得ない理由で試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、当該本試験終了後3日以内に理由を証明する書類を添えて追試験願いを提出し、担当講師の許可を受けなければならない。

3 追試験は原則として当該本試験の日から2週間以内実施する。

4 追試験の成績評価は得点の8割とする。

5 追試験は、該当科目の授業時間外に行う。

（再試験）

第8条 学科試験などで60点未満の場合は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、担当講師の許可を受けなければならない。

3 再試験は、原則として当該科目成績判定後10月、3月に行う。

4 再試験は、該当科目の授業時間外に行う。

- 5 再試験を受ける者は、再試験願いの提出と同時に定められた期間中、再試験料（3,000 円/1 科目）を事務局へ納入しなければならない。
- 6 再試験は、100 点満点の 60 点以上を合格とし、その成績評価は 60 点とする。

第 3 章 臨地実習の履修

（臨地実習）

第 9 条 実習は、それぞれ定められた実習計画、実習要項に従って履修する。

2 1 日の実習時間は、原則として 8 時間とする。

3 実習時間数は、別表 I に規定する時間数をすべて満たさなければならない。

（臨地実習の評価）

第 10 条 実習の評価は、平素の実習状況（平素の実習態度及びグループワーク、カンファレンス・ディスカッション等への参加）及び内容、提出された諸記録、レポートなどを総合して行う。

2 当該科目規定の時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ評価を受けることができない。

（補習実習）

第 11 条 実習を欠席、早退、又は遅刻した場合は、第 9 条第 3 項により補習を受けなければならない。

2 補修実習を受けることができる者は、科目規定の 3 分の 2 以上出席した者とする。

3 校長が認めた場合は補修実習を免除する。

4 補修実習は指定する期間、内容で受けなければならない。

（追実習）

第 12 条 止むを得ない理由で科目規定の 3 分の 2 以上の時間数の出席ができず評価を受けられなかった場合、追実習を受けることができる。

2 追実習を受けようとする者は、定められた期間に追実習願いを実習調整者へ提出しなければならない。

3 追実習は指定する期間、内容で受けなければならない。

4 追実習科目の学習の評価は、評価点の 8 割とし、100 点満点の 60 点以上を合格とする。

5 追実習に合格しなかった場合、原則として再実習は行わない。

（再実習）

第 13 条 実習の評価で 60 点未満の者は、再実習を受けることができる。

2 再実習をしようとする者は、定められた期間に再実習願いを実習調整者へ提出し、同時に再実習費（5,000 円/1 科目）を事務局へ納入しなければならない。

3 再実習は指定された期間に行わなければならない。

4 再実習科目の評価は、100 点満点の 60 点以上を合格とし、その評価は 60 点とする。

第 4 章 学習の評価、科目の履修、課程の履修認定

（履修及び履修認定）

第 12 条 科目の履修については、別表 I に規定する全科目を必修とする。

2 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。

3 定められた方法にて科目を履修し、その科目の学習の評価で合格した者には履修認定をする。

（学習の評価・進級）

第 13 条 学習の評価は、当該年度の学習が終了したのち、単位認定会議において実施する。

2 単位認定会議にて当該年度の全科目について合否を判定し、校長が科目の履修、単位の認定を行う。

3 第 1 学年又は第 2 学年において、別表 I に配置された各学年の全科目で認定を受けた者は、進級することができる。

（課程修了の認定、卒業）

第 14 条 第 3 学年において、別表 I に規定する全科目を履修した者は、単位認定会議の議において課程修了を認定する。課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

2 未認定科目があり、課程修了の認定を受けることができない者については、卒業延期により未認定の科目を履修することができる。

3 卒業延期について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。